

6月議会一般質問

①どのような経緯で大久保クリニック及び石井クリニックを市の指定医療機関から除外し、市の健康診査や予防接種等の委託先から外したのか。その理由と根拠。

●市長（戸張胤茂） 稲垣議員の質問にお答えいたします。

当市の保健事業については、対象となる多くの市民の方が確実に受診できる体制が何より重要と考え、当市と吉川松伏医師会・吉川歯科医師会・吉川薬剤師会との間で契約を締結し、それぞれの団体の協力のもと実施している。

両医療機関については平成24年9月、両医師が吉川松伏医師会から『除名』され会員資格を失ったことから、当市の予防接種や保健事業を実施して頂けなくなったものでございます。

②市指定医を外した場合に、市民に与える影響をどう考えたのか。

2か月が経過したが、市民の反応、影響は。こうした状況をどう考えているのか。

●市長（戸張胤茂） 次に指定医を外した場合の、市民への影響と反応についてですが、両医療機関に委託している事業のうち直接市民に関わりそうなものは、定期予防接種・子宮がん検診・妊婦健診の3事業を想定している。

また、市民の反応については25年4月から5月末までに電話による苦情が38件、窓口での苦情が7件、「市民の声」が10件寄せられている。

③乳幼児の予防接種は、『出産した産院』で行いたい、子宮がん検診は『かかりつけの医師』に診てもらいたい。といった声に、市はどのような対応をしているのか。

●市長（戸張胤茂） 次に、予防接種や子宮がん検診は『かかりつけの医師』で行いたいという市民の声については、定期予防接種は原則として市指定医療機関以外での接種は出来ませんが、当該医療機関を希望される場合は、償還払いとはなりますが申請の上区域外申請として受けてもらっている。子宮がん検診は区域外申請のような制度がないので、市内のさくら医院に加え、25年度から松伏町の医療機関を当市の指定医として対応している。妊婦健診については、県と埼玉県医師会と契約し実施している。5月16日に埼玉県医師会の会員資格を喪失したため県と調整し、改めて県と契約するよう両医療機関に連絡させて頂き、現在、県に於いて個別契約の手続きが進められていると聞いている。

④市の予防接種委託事業の継続を希望し『個別契約』をしたい旨、申し入れている両クリニックに対し、なぜ市は委託しないのか。

●市長（戸張胤茂） 次に両医療機関との個別契約についてですが、当市が吉川松伏医師会と契約している理由として、対象となる多くの市民が確実に受診できることが何より重要と認識しており、当市の保健事業として、各種の予防接種や検診・検査を実施しているがこれらの事業を円滑、確実にを行うためには多くの医療機関・関係者のご協力を頂くこ

とが必要で、当市を統括する医師会の協力が必須でございます。

このような中で、除名された医師と個別契約を結ぶことは、医師会との信頼関係を大きく損なうばかりか、場合によっては、保健事業にとどまらず学校医や介護認定審議会委員等、医師会の協力を頂いているさまざまな事業への影響が懸念されます。

そのようなリスクは絶対避けなければならないので、個別契約を結ぶことは難しいものと思っています。

⑤吉川松伏医師会に加入していない診療所と契約することが、予防接種や夜間小児医療の対象となる市民の受診の妨げになるのか。

また、医師会から『医師会非加入の診療所と契約した場合は、予防接種や夜間小児医療等に協力しない』等の圧力があるのか。

●市長（戸張胤茂） 次に、医師会非加入の診療所との契約が、市民の受診の妨げになるのかについてですが、ただ今お答えした通り、吉川松伏医師会との信頼関係を大きく損なうことが懸念され、さまざまな事業への影響及びリスクは避けなければならないと考えております。

医師会からの圧力について、そのような事は特にございません。

⑥以前発生した同種の事件（医師会除名）の際、当時の吉川町が仲裁に入ったと聞いているが、どのような目的で対応をしたのか。

●市長（戸張胤茂） 6番目の、以前同様の事件の際、仲裁に入った目的ですが、平成6・7年頃、一医療機関が患者の為に送迎バスを運行したことが原因となって、当時の吉川町医師会を除名されたことがあったと聞いている。この際、当該医療機関と吉川町医師会との間で和解の姿勢が見られたため送迎バスに変えて、当市が『健康福祉バス』を運行することで仲裁に入った経緯があると聞いている。

⑦吉川松伏医師会へ公取委が独禁法違反の疑いで立ち入り検査をおこなったが、市としてこれをどう受け止めたのか。そのような医師会とのみ契約することに問題がないと考えているのか。

●市長（戸張胤茂） 公正取引委員会が吉川松伏医師会へ立ち入り調査に入った件ですが、現在は公取による調査が進められている段階であり、当市としてはその行方を注視していきたいと考えている。今後、法に抵触するような事実が認定され、公取からの判断が出された場合は再発防止にむけて必要な措置が頂けると考えている。

今回、公取の捜査対象となっているインフルエンザ予防接種は、当市と吉松医師会が契約している定期の予防接種と異なり、いわゆる一般の予防接種であり、市の保健事業とは直接その契約関係はないものと思う。

⑧市の保健事業等の委託について、医師会との関係をどう見直すのか。

●市長（戸張胤茂） 医師会との関係の見直しについては、当市の保健事業として、各

種の子防接種や検診・検査を実施して行くためには、対象となる多くの市民が確実に受診できる体制をとることが何より重要であることから、今後についても医師会との信頼関係を基本に実施体制を構築していくことが重要と考えている。

⑨学校医や国保運営協議会委員等を解職した理由と根拠及び委嘱の選定基準と方法。

●市長（戸張胤茂） 後程、担当部長より答弁をさせます

⑩両クリニックを医療機関マップから外した理由・根拠

●市長（戸張胤茂）両クリニックを医療機関マップから外した理由・根拠について。保健カレンダーの中の医療機関マップについては、本市が実施している予防接種や各種検診・検査の内容、日程等を広く市民の皆様にお知らせするため、吉川松伏医師会・吉川歯科医師会・吉川薬剤師会に費用の全額を負担してもらい作成している。

両医療機関については平成24年9月に両医師が除名され会員でなくなったことから、本市の事業にご協力いただくことが出来なくなったので、平成25年に掲載されなかったものと思っている。

いずれにしても本市と致しましては、長年、指導的立場にて吉川市の保健事業にご協力頂いてきた両院長、両医療機関が一日も早く吉川松伏医師会との関係を修復し、再び医師会の会員として市の保健事業にご協力いただけることを願っています。

どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

⑨学校医や国保運営協議会委員等を解職した理由と根拠及び委嘱の選定基準と方法。

健康増進部長（椎葉祐司） 国保運営協議会委員に係る部分ですが、法令に基づき被保険者を代表する委員、保険医又は保健薬剤師、公益を代表する委員を委嘱することとなっている。このうち保険医を代表する委員については、これまで医師会等より推薦を頂き委嘱してきた。昨年9月に両医師が医師会を除名となり、新たな別の医師を推薦頂いたことから解職させていただいた。

教育部長（篠田好充） これまでも学校医は吉川松伏医師会から推薦を頂き、委嘱しておりました。昨年10月に、両医師が医師会の会員から外れたことの連絡を受け、三輪野江・栄・関小に空席が生じ、学校保健業務に支障をきたすことになるため新たに吉川松伏医師会より推薦を頂き学校医を委嘱しました。

再質問（一問一答）

○稲垣議員 どうもありがとうございました。それでは、再質問をさせていただきます。市民の疑問の一つは、『なぜこのような事になっているのか?』『なぜこのような事になってしまったのか?』ということですが、最初に石井、大久保医師の『除名』をいつ知ったのか。

●健康福祉部長 市に除名をする権限はありません。（知ったのは?）

昨年10月に医師会から通知を頂き、承知をしたところでございます。

○稲垣議員 その際『除名』の理由あるいはその妥当性についての判断はどうされたのか

●健康福祉部長 除名行為については当市の判断ではないので、そこについての判断は医師会の判断によるところです。特に私どもとして、その妥当性について判断するようなことはございません。

○稲垣議員 昨日そして初日、この問題については他の議員の方も質問しております。その中で市の方が話をされたのは、「臨時総会の決議に反し、別の医師会を設立したことが原因だった」とか「長年、医師会とは信頼関係の中でやってきたが、これを乱したのは二人の医師である」とおっしゃっておりますが、では、どのようにその確認はどこでされたのでしょうか。

●健康福祉部長 除名に至った原因につきましては、臨時総会の議事録が作成されておりますのでそこからの内容から判断を致しました。

○稲垣議員 医師会から除名されたという理由をもって、市の指定医療機関から抹消するという、そういう根拠、理由は何でしょうか。

●健康福祉部長 そもそも今回の契約につきましては、それぞれの機関との契約でなく吉川松伏医師会との契約でございますので、個別の機関について特に我々の方から抹消する手続きをすることはございません。

○稲垣議員 医師会に入っていない医療機関には委託しないということは、市の条例、要綱で決まっているのか。あるいは、市の保健事業の委託は医師会とするということが条例や要綱に基づいているのでしょうか。

●健康福祉部長 条例や要綱で決まっているということではなくて、総合判断、先ほど市長から答弁した通り、総合判断からそのようにさせていただきました。

○稲垣議員 条例や要綱もない。総合判断ということなわけですね。

一般市民から見ますと、医師会から除名されて市の指定医療機関から抹消されたということは、大変、両医師には失礼な言い方になりますが「何か悪い事をしたのではないか」という風に受け取る、あるいはそういう質問をされる方もおります。

市は何か、長年にわたり医療費の不正請求を行い、市と市民に損害を与えたとか、医療ミ

スや事故が発生したり、その隠蔽を図った等の事実をつかんでいるのでしょうか。

●健康福祉部長 そのような点については、把握してございません。

○稲垣議員　　そうしますと、医療水準に何か問題があったというような点については、確認されたあるいは何か判断基準をもっているのか。

●健康福祉部長　　私どもはそのような観点からは判断をしてございません。

○稲垣議員　　昨日までの質問の中で、「保健事業の契約先は医師会と行うことになっている。だから医師会との協議・調整は行ってきたが、両医院との協議は行っていない。」というような答弁がありました。なぜ一方の話だけを聞き相手方から聞き取りもせず、一方の話だけに基づいて判断をされた理由は？

●健康福祉部長　　私の記憶によればそのような答弁をした覚えはございません。

○稲垣議員　　いや、昨日確かにそのような話をされておりました。

それから、市長が初日にお答えされた内容ですが、「臨時総会の決議に反して、2人の医師が別の医師会を設立されたことが原因だ。」という風におっしゃったが、もしそれがそうであれば、なんでその事について医師に確認をされなかったのか。

●健康福祉部長　　医師会からの正式な通知そして議事録にもきちんと記載されていることから、当該機関について、改めて確認する必要はないものと思っております。

○稲垣議員　　「長年の医師会との信頼関係に基づいて」ということをおっしゃってましたが、長年ということになれば、当然、大久保医師は長い間、医師会会長をされていたと記憶しております。また、石井医師もその中で活躍されてきたわけですが、そういう信頼関係というのは、今の医師会執行部との信頼はあるが、この医師との間にはないという事でしょうか。

●健康福祉部長　　執行部体制云々というよりは、医師会機関そのものとの信頼関係ということでございます。

○稲垣議員　　そもそも除名の原因が、市長もおっしゃっていたように、「決議に反し、医師会を設立したことが原因」と言われておりますが、そういう決議に反して設立したということはそれなりの何らかの事情があろうかと思いますが、そういうことも確認せずにただ一方的に契約をしないんだというのは、市としてあまりにも不適切ではないか。

今まで学校医をされたりいろんな審議会委員わされたり、そして又訪問看護ステーションを作ったのも大久保医師が会長時代だったと聞いています。そういう関係から言ったら当然、医師会から話を聞いた時点で医師会へ行って「なんでこんなことになっているのか」とか、あるいは両医師の所へ行って「なんでこんなことになっているのか」と言わなかったのでしょうか。

「市民が困ることだから早く解決してほしい。話し合いで何とか解決してほしい」ということをなんで言わなかったのか。市長、どうですか。

●市長（戸張胤茂） 今までも私から医師会の内部のことについて、出向いてそのことについて指示あるいは内容を調査したこと、経緯はございません。今回に限っては、そういう状況はお聞きはしているけれども、再三ご答弁で申し上げていますが、一日も早く、市民の利益にならないような体制に医師会は戻っていただきたい、それを願っています。
（なるように!）

いや、なるように努力いただきたいと思っております。

○稲垣議員

そうであれば、前は、前健康福祉部長の松澤部長がその事件があったときは健康増進課長だったと聞いています。この時は解決へ向けて市が仲裁、間に入ったが、今回まったく動きを見せずに、資料を読んで納得し、名前がないから契約しなかったというのはちょっと不自然でおかしいと思いますが。

●健康福祉部長 仲裁に入るという場合には、**タイミングなり両者の機運が必要だと考えている。今回についてはまだその機運が見られない。前は両者の間で和解に向けた動きもしくはそういう機運があったということで、市が仲裁に入ったと聞いてございます。**

○稲垣議員 機運の問題だけでなく、市内唯一の産院である大久保産院が市の指定医療機関から外れるということは、市民生活に非常に大きな影響があるということは分かっているわけですね。

で、このまま行けば今年の4月から契約できなくなるということも分かっているわけですから、当然、市民に不利益・不便を与えないために解決する、そのために行動するというのは当然だと思います。なぜ、何もしてこなかったのでしょうか?何もせずただじっと見てきただけということになってしまっているのでしょうか。

●健康福祉部長 繰り返しになりますが、**仲裁に入るにあたっては市としてそれなりの機運と状況を把握していなければ出来ることも出来なくなってしまうこと**でございます。また、秋の時点で除名されたことについては、私どもも確認していましたが民事保全法に基づく仮処分の申請も出されていたので、そういうことで、緊急にその地位を保全する必要があるれば、裁判所による判断があらうかと思っておりますので、その時点では仲裁というような選択肢は、市は取らなかつたものでございます。

○稲垣議員 個々に「特定健康診査業務委託単価契約書」というものがあります。これは、市の保健関係の事業について医師会と契約している内容。これは、総額で3・4億円になります。

これだけ大きな契約を医師会としているわけですが、そもそもこういう予防接種や検診は誰の為に何のためにあるのかと市は考えているのか。

●健康福祉部長 **この事業については、もちろん市民の為の事業であります。**

○稲垣議員 市民の為ということは、医師会の為の事業ということではないですね。

しかし、結果として市民に大きな不便・不利益あるいは負担を強いているのが一方現実で、しかも一部の団体、医師の利益を守ろうとしている風に見えるんですが、「医師会の利益」

を守ることで市や市民がどういう恩恵を受けるとお考えでしょうか

●健康福祉部長 この医師会との契約により、広く市民がこの事業を受けられる場を提供するということで市民にメリットになっていると思います。

○稲垣議員 市が医師会とたとえ契約しなくても個別の医師と個別に委託契約を結べばそれで済むことではないでしょうか。

医師会に入っていないなくても市の事業に協力できないということはないですね。それぞれのお医者さんはそれぞれ独立をしてお仕事をされているわけですから、なぜ医師会に入っていないければ、委託が出来ないのでしょうか。

●健康福祉部長 市の保健事業を実施していくためには、複数のそれも市内の医療機関のほとんどできれば全てを対象にして実施していくことが円滑に進める上で大事だと考えている。

この中で、個別の医師と個別契約を結ぶというのは方法論としてはなくはないが現実的ではない。実質、それぞれの内容をそれぞれの機関と全ての内容を決めてそれぞれ契約していくことは膨大な作業量となり、現実的ではないと考えている。そういうことから、市を統括している医師会と契約させていただいているものでございます。

○稲垣議員 市が市民の為に仕事をする。しかも「最少の費用で最大の効果を上げる」というところから、医師会と契約した方が効果的だというようなお話ですけれども、今回のように市内唯一の産院が指定機関から外れるという場合は、市民に影響を与えない、迷惑を掛けないという視点から個別契約をするというのも一つの方法だし、先ほどから市が言っている「出来るだけ多くの方が診てもらえるように」ということからしたら、当然やらなければいけない事だと思うが、なぜやらないのか。

●健康福祉部長 今回のこの状況については、これまでの状況と比べると特殊な状況下にあるかなと考えています。そういう状況下においては、リスクを管理することが重要になってくると考えている。

昨日も申し上げたが、これで、個別契約をすることによって生じるであろうリスクを考慮した場合にどのような場合がリスクを最小化できるか、このリスクを最小化することが、市民にとって最も重要なことであろうとの判断から、個別契約をしないという立場をとってございます。

○稲垣議員 市の基本的立場というのは、医師会内部の対立でどちらの側に立つという事ではなく、最終的に市民が保険事業の目的を達成するために努力するというのは、私は市の仕事だと思っています。

先ほどご紹介いたしました、請願署名も始まっております。お母さん方の「要望書」も近々出されるようなことも聞いています。私のところへもお電話やお手紙を頂き、声が届いております。あるいは、会うたびに「何でこんなことになっているのか」「早く解決してほしい」と盛んに言われています。

高齢者の女性から電話を頂いたことがあります、

『市民の声として聴いてほしい。私は初老だが女性なので、やはり子宮がん検診を受けたい。今まで大久保医院で受けているので、今回も医院で受けたい。他の近くの医院は行ったことはないし、まして松伏は、車の運転も出来ないので行きたくない。検診の期間はまだ少しあるので、受けられるように早く解決してほしい』といった他、『なんでこんなバカげたことが平然と行われているのか、常識では考えられない。吉川は恐ろしい』ということまでおっしゃる方もおり、そのたびに私が説明、お話しています。

市民は、要は、「こういう負担を我々に押し付けないでほしい」「早く解決してくれ」ということを望んでいるわけです。

実際に市は「区域外」の契約で、どうしても診たければそれは診れますと言っているが、それを実際やる場合、具体的にどういう手続き、どういう動きをしなければならないのか、それについてちょっと教えてください。

●健康福祉部長 予防接種の区域外の問題だと思いますが、一度当市の保健センターへお越しいただきまして、そこで区域外申請をしていただきます。私の方で必要な書類をお渡ししますので、それを持参して当該医療機関での接種を頂き、で、その後もう一回私どものセンターへお越しただいて、金額をその後私どもで確認させていただきますので、その後手続きということでございますので、二度私どものセンターへお越しいただくこととなります。

○稲垣議員 それは一つの予防接種ですよね。子どもの予防接種というのは、予防接種法に基づくものだけでもたくさんありますよね。小児用肺炎球菌・ヒブワクチン・BCG・ポリオ・破傷風・麻疹・風疹・日本脳炎とか。

これ、乳幼児とか1・2歳の子どもは年間何回こういう注射を受けるのですか。

●健康福祉部長 回数については詳しくここで答えできませんが、ただ申請の時点でそれぞれの接種ごとの申請ではなくて、こういうものを受けたいと複数、確か記載できるようになっていたと思いますので、その辺はお手数をかけていないかと思います。

○稲垣議員 それは、どういう予防接種を受けたいということを最初に申請はできるけれども一回ごと、自分が全額払いをして、その後市に来てまた請求をして1～2か月にいただくと。その度に1・2歳の子どもを抱いてくるということですよ。

そんなことが、現実的に本当に出来ると思ってるんですか。

現に、確かに何十人もの方がこの何か月の間に、「それでもやっぱり受けたい」とやられているんでしょうけれども、普通なかなかそういうことまでしてというのは、子どもが2人とかいて自転車に乗せてあるいは連れて行ったり来たりなんてことは出来ないし、それが大変だという認識というか理解は出来ないんでしょうか。

●健康福祉部長 確かに、注射のたびに市の方にお越しただかなければならない、そして請求の手続きを取っていただくというのは、事実でございます。

ただ、この区域外接種については、原則としてはやはり医師会でしか出来ないというところを何とかできないかということで、市の方ではこれを取っていただくことによって、どうしてもこの医療機関で受けたいという方に対する措置としてやつて、現在の中ではこれが精一杯というところまで対応させていただいた結果でございます。

○稲垣議員 実際注射をさせる保護者がどれだけ大変なことかという理解が、やはり市はされていない。

時間も労力もお金もかかってそれでやらなければいけない。

子育て支援ということを盛んに声高に言っていますけれども、本当にこんなことで子育て支援に繋がるんだろうかという風に私は思います。そして又、「かかりつけ医で診てもらいたい」という風に望むのも、自然な事だと思います。

やはり、「子どもの命と自分の命を守ってくれた、出産した医院で診てもらいたい」という保護者の考え方は当然であって、子どものことをよく知っているお医者さんに注射も相談したりしてもらいたい、「他で出来るんだったらどこでもいいんだ」というものではないと思います。

市民がこれだけ困って実害が発生しているにも関わらず、「まだその時期ではない」と放置しているというのは、仕事を怠慢、というか、やっていないということではないでしょうか。

全体の為に公務員として仕事をしていないということにならないのでしょうか。

●健康福祉部長 私どもとしては、今出来る事については最大限の努力をさせていただいているということでございます。

ただ、リスクが生じる現状の中ではそのリスクを最小化しなければならない。その中でどうしてもゼロにできないことによる弊害が今出ていると存じますが、現在の状況の中では、これが今市がとれる一番のことなのかなと思っております。

また、仲裁の関係についてもそういう機運があれば当然市の方としても何らかの手を打とうかと思っておりますけれども、残念ながら今の状況を見ますとそういう状況にはないということでございます。

○稲垣議員 先ほど、見医師会との関係ですね、公取が入って調査が進められているのでそれを注視していくとか、判断が出た場合再発防止に向けて何らかの措置がなされると思うとか、そんなことを言っておりましたけれど、「なされると思う」ではなくて、市がどうするかという問題ではないんですか。

先ほどから言っているように、市民の為に予防接種だとか診察があるわけでしょう。そうしたら、そのことをどこに頼むのかというのは医師会は公取の判断の中で、ですね、処分を受けるということになれば当然、医師会との関係というのは見直さなければいけないし。勿論、自浄能力、医師会内部のそういうものに期待するのは当然ですけれども、市としても長年にわたって市民に迷惑を掛けてきたということであれば、建設業界の談合と一緒に指名停止だとかに繋がるんじゃないでしょうか

今後これらの事業については医師会だけでなく個別契約するとか、あるいは医師会の自浄能力を見た上で誓約書を取ってやるとか、ただ待っているのではなく、他人事ではなく、市としてどうするのか。市がやる事業ですから、市がどうするかということをやらなければいけないのではないのでしょうか。それについてはどうですか。

●健康福祉部長 公取の関係につきましては現在検査が入っております。これについて

私どもがどうのこうの出来る問題ではございませんので、これを今注視していることで、市長がお答えしております。

あと、公取の結果が出た結果については、基本的にはこれは医師会の中で結果を受けて対応して頂く分が一つ、その他に市との契約関係等の問題が出てきますが、これが一般の建設事業等であれば指名停止をして、他の選択肢も考えられるんですけども、この保健事業については私どもが直接実施することは出来ません。

医療機関のご協力をいただかないとなし得ない事業でございます。他に選択肢があるのかということ考えた場合、個別契約で果たして出来るのかということキチンと考えた上でないと結論は出せない。現時点ではやはり吉川松伏医師会との信頼関係を基本において、今後の事業についても構築していく方針はこの時点では変わらないものでございます。○稲垣議員 相手が大きいから、強いから、他に頼めるところがないからやるというのは、おかしいのではないか。やはり、最善を尽くしてそれが個別の契約であろうが、大変であっても、市民にとって一番いいやり方は何なのか。あるいは、長年にわたって市民を裏切ってきたようなところであればそういったところに対し、きちっとしてケジメをつけるのは、相手が何かしてくれるというのではなくて、吉川市としてやるべきことではないでしょうか。市長、どうですか。

●市長（戸張胤茂） 先ほどもご答弁してきましたけれども、市民の為には早く今までの体制に戻っていただきご協力を頂く、それが一番最善の策でございます。

いろいろ事情はあると思います。

私もこういう事態になったことを、医師会がなったことを、ある意味では驚いています。どうしてこういうことになっちゃったかと。

まあ、先ほども申し上げましたがこの二つの医療機関、院長先生、今まで本当に先導的な指導的な立場で、私が市長に就任後も小児夜間診療等についても、本当に吉川・三郷・松伏の医師会をまとめていただいて、そしてこれに協力を頂いて実施することが出来ました。

勿論小児の診療無料化これにつきましても、事務的な手続きあるいは事務的な仕事はいっぱい出てきます。そういうものも医師会をまとめていただいてご協力頂いてきた。そういう経緯もございます。本当に私は、医師会そのものを信頼する中で互いに契約、そして市民の為の保健事業を進めていただいた。

その中で突然こういうことが起きたというのを聞きまして、私も驚いて、「なんでこうなったのか私の方が聞きたいくらいです」。

そういう中で一日も早くその状況を解消して頂きたい。契約の関係はいろいろな契約を、市はしております。そういう中でやはり今の契約が公平に実施させていただいておりますので、この医師会につきましても公平ということではないですけども、医師会は一つでございますので極力ご協力を頂くということで契約をさせていただいておりますけれども、そういう中で今まで進めてきておりますので、その辺のところをご理解いただきたいと考えております。

ぜひ一つ、市民のことを大前提に物事を進めていただければと考えております。

○稲垣議員　市長が本当にそんな風に思っていたのなら、繰り返しになりますがなぜ昨年の秋の時点で、「除名された」このまま行けば市の事業は委託できなくなるというのは見えていた。当然どんな影響が出るのか、どれだけ市民に負担がかかるのか、あるいは今後の吉川市の医療について大きな問題になるということは分かっていた。

しかし、事態の收拾について何も動かなかった。何もしてこなかった。この4月、指定機関から外れた後も何もしていない。実際にやったのは、補正予算をこの6月議会で1,600万円。

4月に地域外申請を受けた方が30件。それを受けて、年間1,600万円位だろうと補正予算を組んだ以外は何もしてこなかった。

私にはむしろ、市が何かケンカを売っている。申し訳ないけれどもそんな風にも見えませんし、こういうことをやって、その医療マップにも載せないとかいうことになると、その医療機関そのものが吉川市にはないという風に市民は考えるわけです。

こういうことをずうっと見てますとイジメに近いようににも見えますし、ケンカを売って本当にこの医療機関や個人を潰そうとしているように私は感じます。

市がこれまでやってきたこれまでの対応は、市が本当に今まで頑張っていたいただいた医師だとすれば、もっと誠実に紳士的にお話ができたのではないのでしょうか。

「外す」ということについても、まったく知らせていない。

医療機関から問い合わせがあって初めて、いや医師会からの名簿になかったからやりませんというんでしょ。全然、言っていることとやっていることが違うのではないかと。

もし、大久保医師や石井医師に対し、申し訳ないが今回、市の指定医から外させてもらいたいということであればきちんと説明に行く。個人でも企業でも、お断り、別れは大切。キチンとした対応をしないと後々まで影響します。

リスク管理云々と言っていますが、大きなリスクを市は犯していると私は思います。

イジメのように感じるんですが、ケンカを売っているようにも見えるし、潰そうとしているようにも見えるし、そういうことは本当はないのでしょうか。

●市長（戸張胤茂）　非常に荒っぽい言葉で質問を頂きましたけれども、私はそういうことを考えた事ございませんし、なんで私がそういうことを考えなければいけないのか。

今までもご協力を頂いた、先ほど申し上げたようにこれからも協力をいただきたい。

それがすべての私の気持ちです。

なぜ私が二つの医療機関を排除したり、イジメたり、潰したりしなければならないんですか！

何か、そういう証拠でもあるんですか。え！本当に！

議場混乱の為、*暫時休憩

再開（*初めに、発言に注意を）

○稲垣議員　大変失礼いたしました。

これまで、市のご説明・ご答弁を伺ってきましたけれども、「なるほど・やむを得ない」

と納得できるものは、私にはございません。

今回の医師会除名に伴い、市の指定医療機関から二つの医療機関を外し、市民に多大な迷惑と負担を強いている合理的理由はない、と私は思います。市の判断は間違っている!と感じます。

一つの理由は、条例・要綱もなく従来の慣行に固執した判断をしている。現在、両クリニックが医師会との間で係争中の案件、しかも公取が医師会へ立ち入り検査に入った。インフルエンザワクチンでも、医師会内部で対立があったということでございます。

二つ目の理由は、守るべき市民の利益を守っていただきたいと思います。市民に多大な不便と不安を与え、これまで市が言っている保健事業の目的・趣旨からずれているのではないかと感じます。

三点目は、「危機管理」「リスク管理」ということをご答弁の中で、お話を頂いておりますが、私はまだ結論が出ていない案件についてですね、結果的に一方の側に与することになっている。これは後で、損害賠償請求をいろんなところから受ける可能性があると感じます。そして、今後の医療行政、保健施策推進に支障が生じる恐れがあります。

市がこれまで言っている子育て支援、少子化対策をはじめ災害、パンデミック発生時の協力体制にも影響が出てこなければよいなと思っております。

ぜひ、市長をはじめ市の幹部の皆さんは「市民の利益」を最優先に考え、今市民が今まで通り受けられるように結論が出るまでの間、両医師と「個別契約」を結び、そして医師会と両医師の話し合いを促す努力をしていただきたいと思います。

市民は一刻も早く安心して信頼できる医療機関で予防接種や診察を受けたいという風に考えておりますので、そういう市民の思い、困っている状況を何とか市長として解決をする。そういう努力をしていただきたい。という思いでございます。

最後に、私の所へお手紙が届いております。ご婦人の方です。

こんなことをおっしゃっております。

生後一年間に行う役10種類の予防接種は、10か月間に妊娠期間からずっと妊婦と胎児の状態を診察し病歴やアレルギーなどの状態を一番把握されているドクターの判断の下、検診の際に赤ちゃんの健康状態を診察して初めて予防接種をするかしないかを決め、生育に応じて行うものです。

母親にとっては、妊娠時代から出産までの経過を誰よりも把握とれているドクターの下で安心して行いたいというのが切なる願いです。予防接種は他の医院でも出来ると一言で片付けられるような単純な事ではありません。それは出産の経験がない人の配慮のない考えです。

若い母親が命がけで子どもを産みその後信頼できるドクターに様子を見ていただきながら安心して子育てを行うことが出来るよう手助けをすることが行政の目指している、子育て支援の出発点と言えます。

出産後の女性は肉体的にも精神的にも大変デリケートで不安な状態にあります。そういう女性に対して行政の愛情のないかたくなな姿勢で不必要な不安と負担を負わせるのは人として配慮がなく、この上なく無責任だといわざるを得ません。

子育ては女性にとりそれだけでもストレスと不安でいっぱいの大仕事です。それをサイドから支えるのが健全な行政のせめてもの応援であり、責任でもあります。安心して子供を産み育てる医療体制を作ることが出来ないような行政に、子育て支援等出来るはずがありません。行政は即刻今回の問題で生じている若い母親達の不安を取り除く処置を講ずるべきです。大久保医院と個別契約をした場合に行政はいったいどれだけの不利益をこうむるのでしょうか？

「慣例により吉松医師会の会員とのみ契約する」という思慮のない通り一遍の答は市民は求めていません。それが若い母親を不安に突き落とすのであれば、慣例など臨機応変に変える勇気を持つべきです。時代は急速に変化しています。変えた方が良い慣例をいつまでも固執していると市政はいつまでたっても旧態然としたものになります。それでは市民の為の政治ということにはなりません。子育ての不安でいっぱいの若い母親を救うより以上に大切なことがあるならぜひ市民にはっきりと教えていただきたいと思います。行政の方たちにお尋ねいたします。

*出産前の母親の精神的不安を理解していますか？

*命がけの出産の大変さを本当に理解なさっていますか？

*子育てする母親の不安な気持ちや、ストレスを理解なさっていますか？

こういうお手紙です。ぜひ市長として善処いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

●市長（戸張胤茂） 市民の不便さと言いますか、そういうものは十分今回多くの議員さんに質問を頂き、それは承知しております。

ただこの問題が、本当に最初の原因は市なんでしょうか。医師会の問題が、それがこういう結果になってきたということ、まずご理解いただきたいと思います。

●議長（松澤 正） *ご静肅に願います（傍聴席より異議の声）

なんで今まで指導的立場、いろんな面でやってきた二つの医院、院長さん、その医院が除名されなければならない事態になってしまったのか。まあ、聞くところによると別の医師会を立ち上げた。どうして立ち上げたのか、私にも詳細には知り得ませんけれども、除名されるまでのいろんな経過があってそして、いろんな医師会の中で議論されたようなお話がございます。

当然医師会が除名、ということになれば今日のような市民にとって不利益なことが生じ

ることは予測がつくわけで、何としてもそれだけは回避して頂きたかったと思います。

どういう事情があったのか、細かいところは分かりません。ただ、長年一緒にやってきたその医師会が突然こういうことになったことについては、非常にその内容について私は知りませんが、どうしてこうなったのかとそう感じておりまして、私も市民の方々にとっては本当に不便になってしまった。

ただ契約は条例などの位置づけはないかもしれませんが、市はいろんな契約については契約をしております。建設などの事業の契約もございまして。私は契約は全て担当課で立案、設計しましてそれを選定委員会にかけまして一番公平性のある透明性のある形で契約を実施しています。

いろんなご指摘も頂いております、この契約については最近特に慎重に行ってきていますけれども、医師会との契約につきましては、当然他の選択肢はございませんので今までと同じようにご協力いただけることを大前提に契約をさせていただいておりますし、その医師会の指定医療機関は市が指定しているのではなくてですね、医師会の中で指定機関を指定しているものでありまして、市がこの機関を入れろとかこの医療機関を外せとかは、市は一切そういう権限もございませんし、そういうことはしておりませんので、医師会内部の問題を、本当に市民がこのように不利益を受ける事態にならないように私、私の方からお願いしたい、そう思っております。

今後この事態を取捨する。それにつきましては、私はこのことについて汗をかくことはやぶさかではございませんので、それは市民の為にやって行きたいと思っておりますけれども、ぜひ一つ、歩み寄る姿・形、そういうものを、一日も早く解決することとにも私も努力しますけれども関係の皆様ぜひ一つ稲垣議員からもぜひ一つその辺のご協力をよろしくお願ひしたいと思っております。

●議長（松澤 正）*これで稲垣議員の一般質問を終わります。
会議途中ですが暫時休憩とします。

2013.6.20作成(いながき)